

## 医療評価委員会「論点整理」に対する厚生労働省の考え方

平成 19 年 2 月 8 日  
厚生労働省

厚生労働省においては、情報技術を活用することにより、国民が社会保障分野のより良いサービスを効率的に利用できる社会を実現し、ひいては持続的で国民に信頼される社会保障制度を構築する観点から、同分野における IT 化の取組を進めているところである。その一環として、昨年 1 月の「IT 新改革戦略」を受け、分野横断的な情報化方針及び具体的なアクションプラン等を示す、「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」を今年度末までに策定することとしている。

先般、示された医療評価委員会の「論点整理」については、中長期的課題も含めて今後の IT 化の方向性につき重要な論点が提示されている。今後、厚生労働省においては、この「論点整理」の趣旨も踏まえ、今般定めるグランドデザイン等に基づき IT 化の取組を進める。なお、この論点に掲げられた事項の中には、実現するには問題や障害があるものや、留意すべき点が考えられるものがあるため、その主なものについて以下に述べる。

## 1 診療報酬体系の簡素化について

診療報酬体系については、患者にとって分かりやすい医療を提供するという観点から、例えば平成 18 年度診療報酬改定において老人診療報酬点数表を廃止し、医科診療報酬点数表等と一本化するなど、累次の診療報酬改定において、その簡素化を図ってきているところであり、今後も、当該観点からの簡素化には努めていきたいと考えている。

もっとも、医療技術が日々高度化し、新たな技術を保険上評価する必要が生まれている一方、過去の医療技術についても、利用の必要性から安易に廃止することができないものも多く、結果として、診療報酬において評価する診療行為の項目数の増加は不可避であることには十分留意する必要がある。

なお、オンライン化の推進と、医療の適切な評価を調和する観点からは、むしろ診療報酬の点数計算のロジックがより重要と考えており、2 に述べるように明確性を担保するように努めてまいりたい。

## 2 診療報酬の点数計算のロジックの明確化について

診療報酬の点数算定のロジックについては、現在においても、項目ごとの算定の基準について告示するとともに、明確化すべきと思われる点については、告示に併せて、点数算定に当たっての留意事項を通知している。また、実務において生じた主な疑義についても、逐次回答を全国の社会保険事務局及び地方自治体に文書で送付するなど、これまでも点数計算のロジックの明確化に努めている。

さらに、平成18年度診療報酬改定においては、将来のオンライン化に資する電子点数表の作成に合わせ、レセプトコンピュータ事業者から、点数計算のロジックにおける不明確な部分を聴取し、その明確化を進めたところであり、今後も、点数計算のロジックの明確化には引き続き努めていきたいと考えている。

## 3 請求審査サイクルの見直しについて

レセプトオンライン化を踏まえた請求審査サイクルの見直しについては、現行の診療報酬体系の算定ルール上、月単位で算定しているものまでも随時請求させることは、レセプトの枚数も増え、かえって点検コストを増大させることとなるなどの課題があることから、今後の診療報酬体系の見直しの進行状況や電算化技術の進展を踏まえながら、審査の質の確保やコストに留意しつつ、関係者と良く協議の上、検討して参りたい。

## 4 診療報酬改定時期について

厚生労働省としては、電子点数表の整備も含めた診療報酬の点数計算のロジックの明確化等、改修に要する作業量等の低減に資する取組に努めてまいりたい。

もっとも、診療報酬改定の施行時期の変更については、以下の点から困難な点がある。

- ・ 診療報酬改定は、満年度ベースで予算が組まれていることから、保険医療機関等の経営等を考慮しても、施行時期を会計年度に合わせる方が制度として合理的であること。
- ・ 翌年度予算政府原案編成時に診療報酬の改定率（医療費総額）を決定しているため、点数を含む具体的な改定内容については、それ以後に着手せざるを得ないこと。

## 5 処方箋の電子化について

主治医が正確な調剤や服薬指導の結果を把握することは、医療機関と薬局が

情報連携し、患者に安全・安心な医療を提供する観点から重要であるが、処方情報を電子化して連携に用いることと、処方箋を電子化することは本質的に異なる議論である。また、レセプトのオンライン化に伴うネットワークは、審査支払機関と医療機関間、審査支払機関と保険者等の間をオンライン化するものであり、全ての医療機関・薬局間を結ぶものではなく、患者が薬局を自由に選択できることを担保するためには、全ての医療機関・薬局をそれぞれ結ぶネットワーク基盤を更に構築する必要があるが、その実現に向けては、

- ・ 医療機関・薬局に経済的負担とならないか
- ・ 結果的に患者が薬局を主体的に選択することが困難となるなど、医薬分業がかえって後退することにならないか

等の点について十分検討する必要があると認識している。

## 6 各種健診との情報連携について

生涯にわたる健康情報の活用のためには各種健診の情報連携が重要であると考え。現在、厚生労働省においては、特定健康診査・特定保健指導の実施に当たり参考とする「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」の内容と労働安全衛生法に基づき実施されている定期健康診断等との考え方を整理するため、検討を進めているところであるが、乳幼児健診については、以下の点について十分検討する必要があると認識している。

- ・ 乳幼児健診は、主に乳幼児の身体の発育状況等を診断するものであり、将来において具体的にどのように連携を図り、有効に活用できるのか明確にする必要があること。
- ・ 乳幼児健診は実施時期や実施回数、内容が市町村によって異なり、また、結果の保存義務を課していないことから、制度設計をどうするのかという点
- ・ 仮に、結果を電子的に保存することとした場合には、費用負担をどうするのかという点。